

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり  
重点分野1 DV対策の強化

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
DV被害の 対象者	1	立場の弱い障害者への対策が必要である。	DV対策を進めるに際し、DV被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することが重要であり、このことを十分留意し施策を進めて参ります。
	2	DV被害者のうち深刻になりやすい外国籍市民への対策が必要である。	
	3	女性への暴力への根絶とあるが、セクシャルマイノリティも対象に含めるべきである。	
	4	DVを受けることは、男性から女性に対してだけでなく、女性から男性への場合もある。	
相談体制	5	役所、警察、各地域等が密接な繋がりを持ち、情報を共有することで、早期発見や防止力を発揮することができるため、相談機関等との連携プレーが必要である。(4件)	DV被害者支援のためには、京都府家庭支援総合センターや警察署、医療機関はもとより、裁判所、民間支援団体など様々な関係機関との連携は不可欠であります。それぞれの果たすべき役割を明確にし、課題の迅速な解決に向けた総合的な支援に取り組んで参ります。
	6	DV被害者が相談できる窓口の周知が大切であり、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・人数の確保は欠かせない。	相談員の質の確保については、二次被害(相談員からの不適切な対応によるDV被害者への更なる被害)を防ぐためにも必要であると認識しており、共通の対応マニュアルに基づいて十分な研修を行うとともに、相談員が適切に配置されるよう努めて参ります。
	7	相談時間が昼間だけでは勤めている者には使いにくい面があるため、夜間や休日に、相談といかないまでも、今後の対応について示唆してもらえたい窓口がほしい。	DV被害者の身に危険が迫り、他に身を寄せる安全な場所がないなど、緊急に安全を確保する必要がある場合などに備えて、京都市DV相談支援センターが開所していない時間帯の体制も整えたいと考えております。
子どもへの啓発	8	DV被害者にもDV加害者にもならないために、若いときからの男女平等、DV啓発に力を入れてほしい。(8件)	DV防止の啓発は、人格形成期である若年層を中心に、早い段階から啓発を行うことが有効であるとされており、学校など関係機関と連携し、効果的な広報を検討して参ります。 DV基本計画においても、「若年層を対象とした啓発」を盛り込んでいます。
子どもへのカウンセリング	9	中長期にわたるカウンセリング援助や児童相談所でも取り組めていないDV家庭に育つことによって心的外傷を受けた子どもたちへのカウンセリングが急務であるのに盛り込まれていない。	子どもの生活基盤は家庭にあり、その家庭で暴力が起こった場合の子どもへの精神的な被害は十分予想され、心理的な後遺症や暴力の世代間連鎖を防ぐためにもカウンセリングが重要であると認識しております。 DV被害者対応に際しては、十分その子どもの精神状態等に配慮し、児童相談所など関係機関との連携のもと適切に対応して参ります。

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり  
重点分野1 DV対策の強化

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
DVと子どもへの虐待	10	妻に暴力をふるう男性は、子どもを虐待している可能性が高い。行政も縦割りでなく、連携をとって防止にのぞみ、計画の中で被害防止のために取り組めることはないか考えてほしい。(2件)	京都市ではすでに、DV相談、保護の体制整備や連携に関する検討を目的に京都府家庭支援総合センター、警察署、民間支援団体など25機関で構成するネットワーク会議を設置し、情報交換等を行っております。今後もこの会議を充実させるとともに連携を密にして参ります。
府との役割分担	11	一時保護については、京都府家庭支援総合センターとなっている。京都市では緊急時の安全確保となっているが、必要時に一時保護してもらえるのか心配であり、京都市でも一時保護の充実を図ってほしい。	配偶者暴力防止法において配偶者暴力相談支援センターに求められている機能は、相談から自立支援まで多岐にわたります。市センターでは、DV被害者の自立支援に重点を置きつつ、緊急時の安全確保のためには、民間シェルター(市補助事業)を活用するとともに、一時保護については京都府家庭支援総合センターと連携を取るなど役割分担を行うことで切れ目ない被害者の自立支援を目指して参ります。
	12	京都府の家庭支援総合センターとの役割分担がわかりにくい。(2件)	
デートDV	13	DV防止法の対象外のデートDVについても何らかの対応が必要である。	DVの防止には若年層を対象として早い段階からの啓発を行うことが有効であり、恋人間の暴力(デートDV)の問題について積極的に考える機会を提供するとともに、効果的な広報を行って参ります。
	14	デートDVについては、まずは現状を把握するべきである。	
表現	15	新たに策定する「DV基本計画」について、どのような施策をするのかがわかるような名称にしてほしい。「DV基本計画」では、DVを推奨しているように見えてしまう。	「DV基本計画」は、配偶者等からの暴力の防止やDV被害者の支援を目的としていることから、「 <b>配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(DV対策基本計画)</b> 」と計画の内容がわかりやすいよう名称を変更いたします。
	16	基本目標1の今後の方向性で、「1男女の人権尊重に向けた啓発」(素案P13)と掲げながら、その下の推進施策で「(1)女性の人権尊重に向けた啓発」と、男性を削ぎ落としていることについて、性的に中立性を欠いており、良くないことだと思う。男性が男性であるがために人権を軽視されている部分は幾多とあり、女性に限定的な記述を改めることを強く望む。	男女共同参画社会とは、「男女が、等しく個人として尊重され、性別によらない多様な生き方が保障されるとともに、あらゆる場において、共に責任を担いつつ個性と能力を發揮することができる社会」であり、本市の計画においても女性だけでなく男性も対象としております。 しかしながら、DV、ストーカー、性の商品化などの様々な形態による暴力の被害者のほとんどが女性であり、男女が等しく個人と尊重される社会の実現のためには、まずは女性への暴力などの人権侵害をなくしていくことが重要と考えております。

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり  
重点分野1 DV対策の強化

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
その他	17	DVの具体的事例を積極的にアピールしたほうが、一人ひとりの意識が高まるのではないか。	DVの根絶のためにはDVに関する正しい知識の普及啓発が重要であり、具体的事例を紹介するなど、わかやすい啓発を心がけて参ります。
	18	家庭支援総合センター等の相談機関をつくったことで満足する事なく、それからどうすればDVが減少するかなど真剣に考えてほしい。	DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上でも重大な課題となっております。DV被害者の救済に全力をあげるとともに、若年層への啓発等を通じて、DV加害者、DV被害者の減少に努めて参ります。
	19	夫婦間では、お互いの言い分があると思うので、DVの保護命令を出し相手に近づけないというのは問題であると思う。	保護命令は、配偶者からの生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが高い場合、DV被害者からの申立てにより、裁判所が状況を判断して命ずるものであり、DV被害者の置かれている状況から必要な措置であると考えております。このようなDV被害の深刻化を防ぐためにも、DVは犯罪であるという正しい認識や専門相談窓口の情報等について幅広く市民の皆様へ啓発して参ります。
	20	DV加害者が被害者の住所などを知ることができないようにする制度（特に官公庁）など、DV被害者が平穏な毎日が過ごせるように保護システムをつくることはできないか。	DV被害者の相談、保護、自立支援の各段階において、被害者に関する住居等の情報は最大限の注意を持って扱う必要があります。関係機関と連携して支援していく中で、情報保護についても十分留意して参ります。なお、本市では、住民基本台帳等について、加害者からの請求を拒否する等の支援措置を行っております。
	21	DV被害者の定義に交際相手、元交際相手を加え、保護命令機関に支援機関関係者を含め、DV加害者への罰則、更正プログラム受講の義務付けなど、配偶者暴力防止法（DV法）の改正要望を計画に盛り込むことを求める。	現在の配偶者暴力防止法では、DV被害の対象は配偶者のみであるなどDV被害の現状にあっていないところもあり、今後、交際相手を含める等現状にあった法改正は必要であると認識しており、機会をとらえて国にも伝えて参ります。
	22	十分な財源をともなったDV被害者支援、正規の婦人相談員の増員、シェルターの増設、民間のシェルターへの財政支援を求める。	本市では、平成17年度から民間シェルターを運営する施設への家賃補助を行っており、今後も引き続き補助するとともに、DV被害者支援のために必要な施策を推進して参ります。

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり  
重点分野1 DV対策の強化

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
その他	23	<p>京都府家庭支援総合センターの自立支援と同じく、生活上の支援だけで、精神的（心理的）自立支援が欠落しているところが問題だと思う。「パーソナル・サポート・サービス」の視点を持って、DV被害者支援を取り組むことを期待する。</p>	<p>市センターについては、京都府家庭支援総合センター退所後のDV被害者の自立支援を行うなど、ケースワーク（現場での同行・代行支援）を中心とした機能に重点を置いた施設としたいと考えております。</p> <p>この自立支援の中には、生活上の支援だけでなく、被害者の状態に応じ、自立のための情報提供や心理的ケアなど様々な支援に取り組んでいく予定であり、相談から自立まで継続的に支援できるよう検討して参ります。</p>
	24	<p>数値目標をたてるのであれば、相談数ではなく場所や相談員数である。</p>	<p>10年間の目標となるものは、予算の増減に左右されない政策指標が相応しいと考えており、DV対策の効果として表れる「DV防止センターにおける相談件数」が最も適切であると考えております。</p> <p>なお、上位計画である「京都市基本計画」における目標値としても同じ目標を採用しています。</p>

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

重点分野2 仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
企業でのワーク・ライフ・バランスの推進	25	経済界（企業）との連携が必要であり、特に経営者層にどう理解し、行動してもらうかがポイントである。経営者が自ら実践し、社員に命令するような気風をまず作り上げるよう注力するとともに、男女ともに、ワーク・ライフ・バランスを実践しても、企業内で評価される風土づくりこそ大切であると思う。（3件）	平成22年7月に、京都府、京都労働局、連合京都、京都経営者協会等と共に「京都 仕事と生活の調和 行動指針」を制定し、中小企業が多い京都の特性に配慮したワーク・ライフ・バランスの推進に、オール京都の体制で取り組んでいるところです。 さらに、計画では、基本目標2「男女が共に安心して働き続けられる環境づくり」において、企業を対象としたワーク・ライフ・バランスの取組支援策を盛り込み、積極的な啓発、取組支援を行って参ります。
	26	ワーク・アンド・バランスという言葉が独り歩きしないように、企業などでモデル事業を実施するなど、社会の後押しが必要である。（2件）	
	27	第4次計画がきっかけで、働き方が変わればありがたい。	
	28	自分自身ではどうしようもない長時間労働に疲れきったサラリーマン男性を、さらに責める結果になるのはよくない。	ワーク・ライフ・バランスの推進のためには、男女問わず長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図ることが重要であり、個人の意識も重要ですが、まずは組織・社会としての体制作りが必要であると考えております。 計画では、基本目標2「男女が共に安心して働き続けられる環境づくり」において、企業を対象としたワーク・ライフ・バランスの取組支援策を盛り込み、積極的な啓発、取組支援を行って参ります。
	29	市役所職員もこの推進に向け民間企業の模範となるよう率先して行動すべきである。	男女共同参画社会の実現のためには、行政が率先して行動を進めていくことが不可欠であります。 本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に特定事業主行動計画（「仕事と子育て応援プラン」）を策定しましたが、平成21年度までの取組期間終了に伴い、平成22年3月に「仕事と子育て両立支援プラン」を策定しました。新たなプランのもと、「子育て中も能力の一層の発揮・開発ができる環境づくり」を主眼に、職員が各々の状況に応じたワーク・ライフ・バランスを推進できる環境づくりに努めております。 今後とも、民間企業等の模範となることができるよう、取組を進めて参ります。
ワーク・ライフ・バランス	30	「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味がわからない。（2件）	ワーク・ライフ・バランスという言葉は、一般には「仕事」と「家庭」の調和が強調して使われることが多いですが、次期京都市基本計画では、「真の」という形容詞を加えることで、「仕事」、「家庭」に加えて「社会貢献」の3つを充実させることをより幅広い形でのワーク・ライフ・バランスと定め、「真のワーク・ライフ・バランス」とし、重点戦略のひとつとして位置付けております。 このことから、男女共同参画の分野別計画となる本計画においてもこの考え方を踏襲し、重点分野に位置付けております。ワーク・ライフ・バランスを実施することで余裕のできた時間をまずは、「家庭（育児・介護等）」へと考えており、家庭においても余裕ができた場合、「社会貢献」につなげていただきたいと思います。
	31	図「仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の実現した京都市の姿」（P20）で「家庭」から「地域・NPO」への矢印に「育児・介護等を通じた社会貢献」とあるが意味がわからない。むしろ、地域の人に支えられて育児・介護が進むと思う。そう考えると逆方向ではないか。	
	32	重点分野2の「真のワーク・ライフ・バランス」に違和感がある。「真」の反対語は「偽」であり、ことさらに「真のワーク・ライフ・バランス」と書くこれまで市が推進してきたワーク・ライフ・バランスの方向性が誤っていたため、方向転換したかのような印象を受けるので、「真」ははずしたほうがよい。	「真のワーク・ライフ・バランス」が正しく理解されるよう周知に努めて参ります。

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

重点分野2 仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
ワーク・ライフ・バランス	33	重点分野2「仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」（素案P10）と基本目標2にある「2ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」（素案P18「今後の方向性」）の関係がよくわからない。	企業向けのワーク・ライフ・バランス施策を展開する基本目標2の「2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」を中心に、基本目標3（家庭におけるワーク・ライフ・バランス）、基本目標5（地域におけるワーク・ライフ・バランス）を推進することで、「真のワーク・ライフ・バランス」を実現して参ります。
	34	社会貢献をもっと前面に出した方が京都の独自性が出せるように思う。	本市の次期基本計画では、「仕事」、「家庭」に加えて「社会貢献」の3つを充実させることを「真のワーク・ライフ・バランス」として、京都の独自性を出していることから、男女共同参画の分野別計画となる本計画においてもこの考え方を踏襲し、重点分野に位置付けております。
	35	家庭をないがしろにして社会貢献をしても意味がないと思うし、行政が社会貢献を押し付けるのはやめてほしい。	ワーク・ライフ・バランスを実施することで余裕のできた時間をまずは、「家庭（育児・介護等）」へと考えており、家庭においても余裕ができた場合、「社会貢献」につなげていただきたいと考えており、3つのバランスが取れてこそ「真のワーク・ライフ・バランス」と考えております。
	36	就職・出産・育児などと生活環境が変わる中で自分らしい生き方を選べる社会になってほしい。（3件）	市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現を目指して参ります。
	37	現在では共働き家庭が大半なので、家庭での協力体制のある社会、子どもを仕事場に連れていけるような職場、子どもを産んだ人の方が有利になるような職場が当たり前の環境作りが必要である。	企業への次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画提出の義務付けなど、昨今のワーク・ライフ・バランス推進の流れの中で、会社内保育園の設置や結婚・出産などを理由とした退職者の再雇用制度の導入など、工夫をして子育て中の社員を支援し、優秀な人材の確保に努めている企業が増えております。
	38	一部の企業で実施しているように、子育てや介護のため退職した人も仕事に復帰できるような制度が必要である。	本市では、このようなワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業を登録する事業者登録制度を設置し、優秀企業の表彰や情報交換会の開催などワーク・ライフ・バランスの輪が広がるよう取り組んでいるところです。
	39	50～60代以上の男性は、口では男女平等、家庭を大事になどと言っているが、実際は仕事より家庭を優先するものに対して評価が厳しく、その価値観で、部下に無言の圧力を与えているところがある。このような状況の中では、有給をとることや無駄な仕事を減らすことは難しいし、まして子どもを何人も育てたいなどということは不可能である。	ワーク・ライフ・バランスの推進は「明日への投資」であり、企業にとっては、優秀な人材の確保・定着、企業ロイヤリティの向上、生産性の向上、企業イメージや評価の向上など、多くのメリットがあります。 本市では、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業を登録し、取組支援を行う事業者登録制度を実施しており、同制度を通じて広くワーク・ライフ・バランスの取組の必要性を周知して参ります。

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

重点分野2 仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
ワーク・ライフ・バランス	40	ワーク・ライフ・バランスは少子高齢化社会への対応や経済発展のためだけに進めるものではないと思うので、大きな視野で捉えてほしい。	我が国では、少子高齢化の進展による労働人口の減少や経済社会の活性化のためにワーク・ライフ・バランスの推進が強く打ち出されていますが、ワーク・ライフ・バランス推進の目標はそれだけでなく、最終的には、個人の生活の充実、ひいては個人の幸せにつながるものと考えております。
	41	ワーク・ライフ・バランスを実践する女性を登用した結果、男性にあてがわれる役職は、ワーク・ライフ・バランスを実践することができない厳しい部署ばかりということになりかねない。	ワーク・ライフ・バランスは、男女ともに人生の各段階に応じた多様な働き方を実現するもので、男女のどちらからを優遇するものではありません。
	42	ワーク・ライフ・バランスの推進のためには考え方の推進だけでなく、法規制などの具体的措置が必要であり、非正規雇用者の環境整備や雇用を増やすための努力を京都市自らが行うべきである。(7件)	京都を取り巻く雇用情勢は、パート・アルバイト等非正規雇用の増大など新たな課題等への対応が求められていることから大変厳しい状況にあります。 本市では、京都府、京都労働局、連合京都、京都経営者協会とで構成される「京都雇用創出活力会議」をはじめ、各関係機関との協議の場において、非正規雇用者の就業環境整備などの諸課題を含めた雇用対策について議論・検討をしているところであり、必要に応じて、国や経済団体への要望も行うこととしています。
その他	43	非正規雇用、低収入の問題は、女性だけでなく男性の問題にもなっている。賃金も含めた公正な労働条件の確保、男女共同参画への積極的な取組等を受託企業の条件とする、公契約条例を制定すべきである。(2件)	本市では、事業者における男女共同参画及び子育て支援の取組を推進するため、平成21年度から工事契約における格付に、一般事業主行動計画を労働局に届け出ている企業、一定の国家資格を持つ女性技術者を雇用している企業への加点制度を実施しています。 今後も企業が男女共同参画推進に積極的に取り組めるよう様々な取組を進めて参ります。
	44	京都市の「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度と京都府の「京の子育て応援宣言企業」の登録制度は内容が似ているので、一本化できないのか。	本市の事業者登録制度は女性の積極的な登用をはじめ、男女が働きやすい職場づくりというワーク・ライフ・バランス全般を対象にしていますが、京都府の「京の子育て応援宣言企業」は子育て支援に特化している点が異なります。 平成22年7月に、京都府、京都労働局、連合京都、京都経営者協会等と共に「京都 仕事と生活の調和 行動指針」を制定し、オール京都の体制で、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところであり、この中において京都府の制度と連携を予定しており、今後京都府との連携のもと充実した制度となるよう取り組んで参ります。

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

重点分野2 仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
その他	45	男女雇用機会均等法には限界がある。男女の体力差はあるので、体力に配慮した仕事分担を考慮してから人事を行ってほしい。	男女雇用機会均等法は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を目的としたものですが、仕事の性質上、強靱な体力が特に必要であるなど合理的な理由がある場合は、性別を考慮した人事も認められるとされています。
	46	本冊の19ページ上段「社会全体」の「○労働力不足の深刻化」という言葉には違和感を覚える。「○迫りくる労働力不足時代」のほうがよい。	社会の活力の低下、少子化の更なる進行により社会全体がどのような状態にあるのかを示す欄であり、「労働力不足の深刻化」のほうがふさわしいと考えております。

基本目標3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
子育ての環境整備	47	保育所の増設、定員増、財政的援助など、働きながら子育てのできる環境整備を整えてほしい。(12件)	本市では、ワーク・ライフ・バランスの推進支援として保育サービスの充実が不可欠であることは認識しており、保育所未設置地域での新設や既存保育園の増改築による保育所定員の拡大、昼間里親の定員増など、保育サービスの充実を図っています。
	48	基本目標3の目標数値について、保育所待機児童数を、現在の236人から10年後に0人としているが、10年後と言わず、緊急に整備する必要がある。	平成22年度からは、分園整備も積極的に進めており、引き続き、できるだけ早く待機児童ゼロが実現できるよう取組を進めて参ります。
	49	学童保育について、小学校6年生まで入所できるようにしてほしい。	本市では、小学校低学年の昼間留守家庭児童を対象とした、学童クラブ事業を地域の健全育成事業、子育て支援事業等を実施する児童館において一元的に実施することを基本とし、子どもの生活圏や児童数の動向等を考慮し、一元化児童館(学童クラブ機能を有した児童館)の整備を進めているところです。 学童クラブ事業は小学校1年生から3年生まで(障害のある児童は4年生まで)を対象としておりますが、一元化児童館におきましては、児童館の自由来館(高学年児童等も含む施設利用)機能もあり、学童クラブ事業対象学年以降も、引き続き、同じ施設で放課後等の安心・安全な居場所を確保しております。 また、全小学校において、全小学校・全学年を対象とした「放課後まなび教室」を実施しており、多様な放課後児童対策事業を実施しています。 今後も引き続き、児童館事業・学童クラブ事業、放課後まなび教室が連携・共同を図り、きめ細やかな放課後児童対策の充実に努めて参ります。
固定的性別役割分担意識	50	固定的性別役割分担意識を変えるには、長い時間をかけて啓発していくのはもちろん必要だが、女性の社会参加がもっと進み、社会に不可欠な存在と認められる必要がある。	「男は仕事、女は家事・育児」という固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行は時代とともに少しずつ変わってきたものの、いまだ根強くの残っており、育児や介護が女性に重くのしかかっているのが現状です。
	51	固定的性別役割分担意識は年配の男性に強く、年配の方は長年その価値観で生きてきたので、今更変えることはできないが、若い人は柔軟なので、若者を対象にした啓発に力を入れるべきである。	また本市が平成21年度に実施した「男女共同参画アンケート」によると、固定的性別役割分担意識は、性別、世代によって結果が異なり、世代が上がるほど賛成という人が多いという状況になっております。
	52	アンケート結果で、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について反対、賛成がほぼ同じ割合だったことに驚いた。男女共同参画が推進するためには啓発がさらに必要である。	男女共同参画の考え方については、世代も考慮した固定観念にとらわれない多様な手法を用いた広報が必要であり、今後も粘り強く、男女共同参画の基本理念について幅広い市民に浸透させて参ります。
	53	女性も働くべきであるというのが前提にあるようで「専業主婦」が否定されている気がする。女性が結婚後も働くかどうかは、それぞれの家庭の事情や考え方によるものであり、男女共同参画だから働けというのはどうも納得いかない。	男女共同参画社会とは、「男女が、等しく個人として尊重され、性別によらない多様な生き方が保障されるとともに、あらゆる場において、共に責任を担いつつ個性と能力を発揮することができる社会」のことであり、専業主婦を否定するものではありません。

基本目標3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
男性の育児休暇	54	父親の育児休暇取得への社会的援助をすすめ、女性の社会参加への支援を実現できるような条件づくりに取組んでほしい。	厚生労働省調査によると、男性のおよそ3人に1人が育児制度や短時間勤務制度の利用を希望していますが、実際の男性の育児休業取得率は、平成21年度で1.72%と女性の85.6%と比較しても極めて低い数値です。 平成20年度に改正された次世代育成支援対策推進法では、企業に義務付けられた一般事業主行動計画（仕事と子育ての両立支援に関する計画）の策定の義務付けが平成24年4月から常時雇用する労働者301人以上の企業から101人以上の企業に拡大されます。
	55	経済的な負担が軽くなれば、育休取得に踏み出す男性がもっと増えると思われるので、育児休業給付を、もう少し増額してほしい。	また、平成22年6月から改正育児・介護休業法が施行され、男性が保育に関わる環境整備が整えられるとともに、育児休業中の所得補償についても、休業中に賃金の最大50%相当額の育児給付金が支給されるようになりました。 本市においても、ワーク・ライフ・バランス推進の取組を通じて、男性が育児・介護・地域参加等できる環境整備を推進して参ります。
表現	56	多様な生き方が妨げられているのは女性ばかりではない。むしろ、男性の方が主婦（主夫）になるという生き方を、社会的な偏見のみならず、国の社会保障からも閉ざされている。計画の対象を女性に限定することはよくない。	計画では、男女等しく個人として尊重され、性別によらない多様な生き方が保障されるとともに、あらゆる場において、共に責任を担いつつ個性と能力を発揮する社会の実現を目指しており、男女を共に対象としています。
その他	57	基本目標3に対する現状の課題について、深く分析し、たいへんよく書かれている。	計画の着実な推進に努めて参ります。

基本目標4 生涯を通じた健康な暮らしづくり

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
若い時からの教育・身体づくり	58	不妊症、ハイリスク妊娠を防ぐためにも、妊娠前の女性（児童期、思春期）の心と身体づくりが必要である。	女性には乳幼児期、児童期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康上の問題があり、若いうちから心身及び健康についての正式な知識・情報を得ることは重要であります。 本市におきましては、本年3月に策定致しました「京都市未来こどもプラン」に「思春期の性と母子保健教育の推進」を重点施策として掲げ、自らの性の問題について、将来の健やかな妊娠・出産、子育てを見据えて、地域保健・学校保健・子育てに関わる機関が連携して、正しい知識の普及啓発を推進することとしています。
	59	母子の健康を守る、心とからだの健康づくりの保持・推進・教育の対象は是非、児童期、思春期、妊娠前の時期にまで広げた取組を希望する。	
	60	今回子宮頸がん予防ワクチンの公費助成制度を創設したことで、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点で女兒への性教育を強めることを求めます。	
子宮頸がんの予防	61	思春期女子の子宮頸がんワクチン接種の公費負担とがん検診受信を今以上に推進し、予防可能ながんとしての啓蒙活動を広げてほしい。（2件）	本市では子宮頸がん検診については従前の検診に加え、平成21年度から女性特有のがん検診として無料クーポン券を配布するなど充実を図ってきているところであります。また、現在、ワクチン接種を公費負担する方向であります。
男性の健康	62	男性は平均寿命が女性よりも短い原因に、生物上の差異だけでなく、社会的な要因が疑われるなどの健康上の課題がある。計画の対象を女性に限定することはよくない。（2件）	計画は男女を対象にしており女性に限ったものではありません。男性の心と健康づくりの支援についても計画の中に盛り込んでいく予定です。 なお、現在、京都市立病院で男性専門外来を設けているほか、京都市男女共同参画センターにおいて、男性相談も実施しております。
国への要望	63	出産にかかる経済的負担の軽減、妊婦健診の公費負担、不妊治療に関する経済支援、不妊治療のための休暇、周産期医療や救急医療体制、小児・産科医療体制の充実など、国にも要望しながら、政令指定都市としてできること実施するよう求める。	本市では、不妊治療費助成制度の実施をはじめ、平成21年度からは妊婦健康診査の公費負担の回数を14回に拡充をするなど、妊娠・出産に関する経済的負担の軽減のために取り組んでいるところであります。 今後も安心して妊娠・出産できる環境づくりに向け必要な予算の確保に努めて参ります。 また国へも機会をとらえて必要な要望を行って参ります。
その他	64	男性にも更年期があると言われてたり、20代、30代、40代と女性の身体は変化していくなど、健康問題（心の病気も含めて）は、ワーク・ライフ・バランスの実践に欠かせないと思いうので、基本目標4の2「男女の心とからだの健康づくりの支援」、3「母と子の健康を守る保健医療等の推進」、ぜひ力を入れて取り組んでほしい。	計画の着実な推進に努めて参ります。

基本目標5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
意思決定の場での男女共同参画	65	京都市において、管理職への女性の登用について具体的な目標を設定するとともに、女性管理職比率を高めるために積極的改善措置をとるべきである。	本市の市長部局における女性管理職の割合は、平成19年が8.8%、平成22年が10.5%と着実に登用を進めているところがあります。
	66	国における「女性管理職や役員を2020年30%」という目標設置について京都市等の公的機関において自らその牽引を行うべきである。(2件)	また、平成21年度に策定した京都市人材活性化プランにおいては女性の役付職員(係長以上)の割合を平成24年度までに20%とし、女性職員の幹部職員への積極的な登用を目指しております。 今後もこれまでの慣行にとらわれることなく、女性の登用拡大に向けた取組を推進し、民間企業の模範となるよう努めて参ります。
	67	京都市審議会等において、女性委員の登用率が低い審議会等について重点的に対策を行うべきである。	本市の審議会等については、男女いずれの割合も35%を下回らない委員構成の確保を掲げ取り組んでおり、平成21年度末の女性委員登用状況は31.5%という状況であります。
	68	基本目標5「あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり」においては、京都市自らの責任でやれることなので、積極的改善措置をとり、35%~40%の達成を求めらる。	今後は35%以上の審議会の増加に努めることとし、平成32年度までには35%以上の審議会が50%以上になるよう取り組んで参ります。
地域活動	69	町内会などにおいて、会長や副会長などは男性だが、実際の仕事をしているのは女性ということが多く。性別に関係なく実際仕事を担っている人がその職に就くべきである。	地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画推進は、男女共同参画社会の実現にとっても重要であります。
	70	地域活動に興味のない人は、時間があっても地域活動には参加しない、地域活動させたいのなら、そのための仕組みづくりが必要である。	このような中、地域では高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かない状況となっています。 本市では、現在「京都市地域コミュニティ活性化検討委員会」を設置し、地域コミュニティ活性化に寄与する条例や具体策について検討しており、実効性のある施策の実施を目指して参ります。

基本目標6 男女共同参画の推進に関する国際社会との強調

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
他の基本目標とのバランス	71	基本目標6は、他の目標（1～5）に比べると内容が大きく異なるが男女共同参画に国際協調が必要なのか。	男女共同参画の推進は、国際的な動きと連動して進められており、本市においてもその状況を意識しつつ施策を進める必要があると考えております。
取組施策	72	施策の方向性が1つしか挙がっていないが、情報発信だけでは、不十分である。	基本目標6については、国際的な男女共同参画の取組状況を幅広く市民の皆様にご覧いただくための情報発信を目的としているもので、今後の方向性として掲載している「国際動向の情報収集と市民への情報発信」において十分取り組めると考えております。
国への要望	73	最新の女子差別撤廃条約の「最終見解」においては、日本の取組が不十分として指摘されており、政府で議論されているとなっているが、京都市としても積極的に政府へ意見（市議会での国への意見書など）を届けるよう強く要求する。	我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきたものの、女子差別撤廃条約の「最終見解」に指摘されたように多くの課題が残されています。課題の中には国をあげての議論が必要な事項が含まれていることから、当面は国における議論の状況を見守って参りたいと考えております。

その他

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
計画の周知等	74	計画については一部の人（女性）への周知だけでなく、男性も含めた幅広い年齢層への周知を実施すべきである。（6件）	市民生活に男女共同参画の理念が定着するためには、効果的な広報について、固定観念にとらわれず多様な手法を検討していく必要があります。今後対象を十分考慮した効果的な周知・施策の実施を行って参ります。
	75	女性も男性も対象にしているというだけでは市民全般を対象にしていることと変わらないので、それぞれの特性や置かれている社会状況を見極めた啓発や施策が必要である。	
	76	男女共同参画という言葉がわかりにくい。啓発に工夫をして誰にも伝わるようにしてほしい。	
計画全般	77	整備、促進、発信など表現の問題かもしれないが、抽象的で何がなされるかわからない。	計画の作成に際しては、施策の方針ごとに説明文を掲載するとともに、その下に具体的事業を掲載していく予定であり、できるだけわかりやすく掲載するよう心がけて参ります。
	78	京都市がどのような男女共同参画の取組をしているのか見えてこない。	
	79	データ重視で、効果的に数値が使われていると思いますが、市民・個人として何をすべきかといったところが具体的に伝わってこない。	
	80	昨今深刻化している「DV対策の強化」や全国的にも重要とされている「真のワーク・ライフ・バランス」を重点分野として絞り、取り組んでいくという方向性に賛同する。	計画の着実な推進に努めて参ります。
	81	男性又は女性に限定した捉え方だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要である。	男女問わず性的指向を理由として困難な状況におかれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要であることは認識しており、事業展開する中で留意して参ります。
	82	「男女の性を互いに理解する」ことについて、この計画に盛り込むべきかどうかはわからないが、現在では、男女のどちらにも属さない性（性同一性障害）を持つ人もいるので、そのことについても触れるべきではないかと考える。	
	83	第3次計画では「女性行動計画」であったが、第4次計画からは「男女共同参画計画」という名称になった。性別に対して中立的な名称になったことはよいことである。	計画の着実な推進に努めて参ります。

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
計画全般	84	<p>第3次計画の達成状況の継承とそこに残された課題は明記されていますが、新計画への継承が少しわかりにくい。新計画と第3次計画との関係をもっと明らかにしてはどうか。</p>	<p>第3次計画は、京都市男女共同参画推進条例に基づいた6つの基本目標を柱に取組を進めており、新しい計画においては、この6つの基本目標を継承しつつ、「DV対策の強化」、「真のワーク・ライフ・バランスの推進」の2つを重点的に取り組んで参ります。</p> <p>素案ではこの旨について説明不足であったことから、以下のとおり変更することといたしました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>反映箇所 素案 P 8</p> <p>&lt; (4) の下に (5) として以下を追加 &gt;</p> <p>(5) 第4次京都市男女共同参画計画に向けて第4次計画においては、第3次計画と同じく、京都市男女共同参画推進条例第2条に掲げる6つの基本理念を基本目標とするとともに、第3次計画の課題として残っているDV等の女性への暴力の対策、固定的性別役割意識の解消、さらにはワーク・ライフ・バランスの推進などを重点的に取り組んで参ります。</p> </div>
	85	<p>第3次計画の課題の記述で、「女性への社会的、経済的、精神的自立を培い、これまでの男女の固定的な役割分担を解消する」とあるが、性的に中立性を欠いている。男女の固定的な役割分担を解消するためには、男性や男性を取り巻く問題についても行動が必要である。</p>	<p>男女共同参画社会とは、多様な生き方を尊重し、すべての人が地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点で捉えることは重要であると考えております。</p>
パブリックコメント	86	<p>NGOと真のパートナーシップを構築するために、このような計画改定に関するパブリックコメントの募集期間は、最低2ヶ月とり、NGOとの意見交換・交流の機会を多角的に計画してほしい。</p>	<p>計画素案は、市民公募委員、関係団体、有識者等から構成される男女共同参画審議会において、平成21年度から8回に及ぶ議論を重ね作成した答申を踏まえたものです。審議会での議論は常に一般に公開されています。</p> <p>また、今回の市民意見募集については、広く市民、関係団体に配布しているとともに、要望があれば必要に応じて説明に赴いています。</p> <p>今後も、様々な機会を通じて広く市民の意見を聴取し、男女共同参画の理念の浸透に努めて参ります。</p>

その他

項目	番号	意見の概要	本市の考え方
アンケート	87	<p>これまでのアンケートには、商品やサービスの価格、社会保障及び税控除の内容、着替えや排泄の場における人格に対する尊重の程度など、男性が女性に比べて不利益に置かれていることに対する項目がない。今後は、アンケートそのものの中立性に配慮してほしい。</p>	<p>アンケートについては、計画を作成する前年度に、市民生活や社会経済の変化や影響を検証するとともに、男女共同参画に関する市民の意識や日常生活の状況等を把握し、京都市の取り組むべき課題と今後の方向性を明らかにするために実施しており、従来からのアンケート項目の経年変化や国の調査等を参考にして作成しております。</p>
その他	88	<p>専業主婦になることを奨励するような現在の国の制度は、夫の収入が減って、夫婦共働きをせざるをえない今の時代に合っていない。子ども手当や介護保険など別の制度で対応するなどして、現在の配偶者控除や第3号被保険者の制度などは廃止すべきである。</p>	<p>男女共同参画社会とは、「男女が、等しく個人として尊重され、性別によらない多様な生き方が保障されるとともに、あらゆる場において、共に責任を担いつつ個性と能力を発揮することができる社会」のことであり、専業主婦を奨励するものではありません。</p> <p>なお、配偶者控除の是非については、現在国の政府税制調査会においても議論をされているところであります。</p>